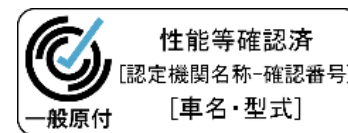


性能等確認制度(案)

- 確認機関※は、一般原動機付自転車のメーカー・販売事業者等からの申請に基づき、保安基準適合性、品質管理能力等を確認

※ 確認機関は、設備等に応じて、確認する車両の範囲を限定できる。
例：最高速度50km/h以下に限る 等



※適合を示すシール(案)

- 確認を受けた一般原動機付自転車には、特別な表示(シール)を貼付
- 国土交通省は、確認を受けた一般原動機付自転車について、車名、型式、外観、製作者等の情報をリスト化し、ホームページで公表

■スケジュール (予定)

令和6年8月下旬 ～9月下旬	パブリックコメント
10月下旬	公布・施行
施行後	<ol style="list-style-type: none"> ① 性能等確認を実施しようとする者から国土交通省に対し、認定の申請(運用開始希望日の3ヶ月前までに申請) ② 国土交通省は、申請者の能力等を確認の上、確認機関として認定 ③ 確認機関により、性能等確認の運用を開始

